省令

○総務省令第十号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項及び附則第十三条第一項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十六日

総務大臣　山本　早苗

地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令

地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十八年総務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「合算額」の下に「に、次の各号によって算定した額の合算額を加えた額」を加え、同条に次の各号を加える。

一　別表五の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第2号）により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額

二　別表六の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第2号）により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額）

三　別表七の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第2号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四　別表八の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第2号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額）

別表に次のように加える。

五	道路法第五十条第一項の規定による負担金（三陸沿岸道路整備事業又は相馬福島道路整備事業に係るものに限る。）
六	（一）　港湾法第五十二条第二項の規定による負担金 （二）　道路法第五十条第一項の規定による負担金（五の項に掲げるものを除く。） （三）　福島復興再生特別措置法第十二条第四項の規定による負担金
七	（一）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の規定による補助金 （二）　東北観光復興対策交付金
八	港湾法第四十二条第一項又は第四十三条第一号、第二号若しくは第五号の規定による補助金

附　則

この省令は、公布の日から施行する。